

令和3年 第13回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和3年7月21日(水) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 伊藤三千代委員, 大森委員, 檜山委員
- 4 説明員 青木教育次長, 鈴木学校教育担当次長, 坂井教育企画課長, 板倉総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 口川学校教育課長, 川島学校教育課主幹(GIGAスクール推進担当), 秋田学校健康課長, 秋山生涯学習課長, 山口文化課長, 岡田スポーツ振興課長, 金子教育センター所長
- 5 書記 古内課長補佐, 高久係長, 佐藤総括
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第30号 令和4年度宇都宮市教育委員会組織・定員の方針について
 - (2) 報告事項
報告第42号 教育行政相談の内容と対応について
報告第43号 育英事業における収納対策について
報告第44号 携帯電話の学校への持ち込みに関する指針の改訂について
報告第45号 学校等事件・事故について
 - (3) その他
 - ① 第27回うつのみや百人一首市民大会の開催中止及び代替事業の実施について
 - ② 文化会館事業 伝統芸能鑑賞シリーズ 宇都宮能「観世流」公演について

8 議事の内容

事務局	<p>定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスク着用や発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。</p>
教育長	<p>ただいまから、令和3年第13回宇都宮市教育委員会を開会する。</p> <p>本日の会議録署名委員は、伊藤三千代委員、檜山委員とする。</p> <p>本日は、伊藤一委員が欠席となる。</p> <p>次に、第9回、第10回、第11回、第12回の教育委員会の会議録について、ご意見などあるか。</p> <p>(特になし、全員了承)</p> <p>それでは、第9回、第10回会議録については、伊藤三千代委員、檜山委員、第11回会議録については、伊藤三千代委員、大森委員、第12回会議録については、大森委員、檜山委員に署名をお願いします。</p> <p>(会議録に署名)</p>
教育長	<p>議案第30号、報告第42号及び報告第45号は「意思形成過程にあるもの」及び「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成なので、これについては非公開とする。</p>
教育長	<p>それでは報告事項に入る。</p> <p>報告第43号「育英事業における収納対策について」説明願う。</p>
教育企画課長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和2年度の収納率は、88.7%であり、令和元年度より1.0ポイントのマイナスである。これは主に令和2年度現年度分の繰上償還額の減少によるものである。○ 収納対策として、現年度分については、文書督促や電話催告を行っているほか、過年度分については、債権回収株式会社を中心に、電話、文書及び訪問による継続的な納付指導等を行った。【継続】○ 令和2年4月よりコンビニ収納を新たに開始した。納付書による返還のうち4割以上で利用されており、これまで納期を経過してからの納付が多かった返還者においても、納期限内に納付する傾向がみられるなど一定の効果が得られた。【新規】○ 令和2年度の実績を踏まえ、これまでの取組を効果的に実施していくとともに、スマートフォンアプリを活用したキャッシュレス決済を導入し、納付環境の整備を一層推進し、収納率の向上と累積滞納額の削減を目指す。

教育長 檜山委員 教育企画課長 檜山委員	説明は以上だが、質疑などはあるか。 令和3年度の取組のキャッシュレス決済は導入済みか。 令和3年度当初から導入済みである。 来年度はキャッシュレス決済の収納件数や金額などの実績が出るということによってよろしいか。
教育企画課長	おっしゃる通りである。参考までに令和3年4月から7月は、32件の利用実績があり、納付書での納付のうち2%の方がキャッシュレス決済を利用している。全国的な水準によると、納付書を使っている方でキャッシュレス決済を利用しているのは大体2%であることから、おそらく今後利用されると思われる方は既にご利用いただいております。この後伸びていくものではないと予測はしている。
教育長	それでは、報告第43号を承認してよろしいか。 (全員了承) 報告43号を承認する。
教育長	報告第44号「携帯電話の学校への持ち込みに関する指針の改訂について」説明願う。
学校教育課長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年に策定した本市指針から約15年が経過しており、携帯電話の所持率の急増や、児童生徒のICT活用推進の背景を受け、ICT端末の1つであるスマートフォン等の携帯電話の学校における取り扱いについて、国・県の考え方を踏まえ、本市の指針を改訂することとした。 ○ 基本的な考え方「原則持ち込み禁止」の方針は変えないまま、例外的に持ち込みを許可する際の条件について、国や県の指針を踏まえ、現状に即した内容に改訂する。 ○ 改訂の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 例外的に持ち込みを許可する場合の条件などを改訂⇒許可条件の明確化 ・ 例外的に持ち込みを許可する場合の許可申請書について、本市独自の参考例を新たに作成⇒トラブルの未然防止、学校事務の簡略化
教育長 伊藤(三)委員 学校教育課長 伊藤(三)委員	説明は以上だが、質疑などはあるか。 現在、携帯電話の持ち込み許可願申請を出しているのは何人か。 数年間に1、2回くらいの申請がある。 今回指針を改訂し、携帯電話の持ち込み許可願を示すことにより、許可申請が増加するという想定はしているのか。
学校教育課長	携帯電話所持率の急増(所持率:小学校5年生以上は5割、中学生は8割近く)や、頻発する自然災害に対する未然防止策として必要と判断している。
教育長	学校にはこの改訂について通知するということが、保護者に対しても通知をするのか。
学校教育課長	保護者から携帯電話の持ち込みに関する相談が出た場合に、学校から伝える予定である。
教育長	それでは、報告第44号を承認してよろしいか。 (全員了承)

報告第44号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

【公開できる案件の終了】

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席，非公開審議の開始】

- 議案第30号 令和4年度宇都宮市教育委員会組織・定員の方針について
⇒ 決定
- 報告第42号 教育行政相談の内容と対応について
⇒ 承認
- 報告第45号 学校等事件・事故について
⇒ 承認

- 自由討議 1人1台端末の利用について

【非公開審議の終了】

教育長
伊藤(三)委員
生涯学習課長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。
子どもの家について伺いたい。現状は順調なのか。
概ね順調である。今年は特に夏休みだけの利用が増加している。

教育長

次に、事務局から連絡事項をお願いする。

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

事務局

- このあとの予定について
定例会閉会后、委員deサロン、連絡事項を行う。
- 今後の会議等の日程について
 - ・ 7月29日(木) 午前9時00分～ 臨時会

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後2時48分

署名委員

署名委員
